

# 徴収猶予の 特例に関するQ & A

令和2年5月19日時点

秩父市役所 収納課

## 【目次】

### 1 対象について . . . . . 1

- 問 1-1 対象となる方について教えてください。
- 問 1-2 今回の適用対象となる税はどのようなものですか。
- 問 1-3 中間納付についても今回の特例猶予の対象となりますか。【法人関係】
- 問 1-4 特例猶予の対象には特別徴収義務者も含まれますか。【法人関係】
- 問 1-5 特別徴収による個人市民税・県民税について、特別徴収される従業員は特例猶予を受けることができますか。
- 問 1-6 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例猶予の対象となりますか。
- 問 1-7 特例猶予の対象となる市税等以外に滞納している市税等がある場合でも、徴収猶予の特例の利用は可能ですか。
- 問 1-8 特例猶予の対象となる市税等であるが、すでに納期限を過ぎている場合でも、徴収猶予の特例の利用は可能ですか。

### 2 申請について . . . . . 4

- 問 2-1 特例猶予が認められると、税額が免除又は減額されるのでしょうか。
- 問 2-2 「事業等に係る収入」について教えてください。
- 問 2-3 手元資金の現預金残高には国等からの給付金、病気等で会社を休んだ場合に支給される傷病手当、緊急融資を含める必要がありますか。
- 問 2-4 一つの税目で納期限が複数あるもの（例えば、固定資産税）については、各納期限の翌日から1年間特例猶予を受けられるのでしょうか。
- 問 2-5 申請手続として、申請書以外にどのような書類の提出が必要ですか。
- 問 2-6 申請手続はいつまでに行う必要がありますか。
- 問 2-7 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。
- 問 2-8 固定資産税について既に特例猶予を受けていますが、新たに個人市民税・県民税が発生しました。個人市民税・県民税についても、再度申請を行う必要はありますか。
- 問 2-9 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。

### 3 個別事例 . . . . . 8

問 3-1 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

問 3-2 法人全体としては収入の減少がないが、ある事業部門（又は支店）だけを比較すると収入が急減している場合に、要件が当てはまり、今回の特例の適用となりますか。【法人関係】

問 3-3 本来の納期限より期限延長されたもの、修正申告や更正・決定による納期限など、納期限が変更・新たに設定されたものは含まれますか。

問 3-4 今回の特例での猶予は最大で1年間とのことですが、例えば、6か月適用し、その後、さらに6か月延長することで、通算1年間の特例の猶予を受けることは可能でしょうか。

問 3-5 特例猶予を受けた1年後においても資金繰りが苦しかった場合、2年目以降も特例猶予を継続して受けることはできますか。

問 3-6 共働き世帯において納税者（A）の収入は減少していないが、配偶者（B）の収入が激減している場合、徴収猶予の特例の適用はできますか。

# 1 対象について

問 1-1 対象となる方について教えてください。

- 徴収猶予の特例を受けるには、次のいずれも満たす方が対象となります。
  - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
  - ② 一時に納税を行うことが困難であること
  
- 例えば、申請が令和2年5月の場合は、
  - ① 令和2年2月から5月までの売上高（給与）と平成31年2月から5月までの売上高（給与）の任意の1か月以上の比較
  - ② 申請時点で「一時に納税を行うことが困難」である状況の確認が必要であるため、売上帳、給与明細、預金通帳等で確認することが求められます。  
ただし、その添付すべき書類を提出することが困難である場合には、添付することを要しません。その場合は、聴取等による①収入状況の比較、②財産状況の比較を行います。

問 1-2 今回の適用対象となる税はどのようなものですか。

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税が対象です。証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。

問 1-3 中間納付についても今回の特例猶予の対象となりますか。【法人関係】

中間納付についても、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する場合は対象となります。

問 1-4 特例猶予の対象には特別徴収義務者も含まれますか。【法人関係】

特別徴収義務者も含まれます。

問 1-5 特別徴収による個人市民税・県民税について、特別徴収される従業員は特例猶予を受けることができますか。

給与から個人市民税・県民税を特別徴収されている従業員は、特例猶予の対象ではありません。

問 1-6 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例猶予の対象となりますか。

フリーランスの方を含む事業所得者、パートやアルバイトの方を含む給与所得者も、収入減少などの要件を満たせば、特例猶予の対象となります。

問 1-7 特例猶予の対象となる市税等以外に滞納している市税等がある場合でも、徴収猶予の特例の利用は可能ですか。

- 今回の特例猶予に関しては、要件を満たせば、他に滞納している市税等がある場合でも猶予をすることが可能です。
- 例えば、令和2年1月31日納期限の平成31年度個人市民税・県民税第4期を滞納していて、令和2年6月30日納期限の令和2年度個人市民税・県民税第1期があった場合、特例猶予の申請は後者のみが対象となります。なお、前者の滞納があることが理由で、後者の特例猶予が不許可になることはありません。

問 1-8 特例猶予の対象となる市税等であるが、すでに納期限を過ぎている場合でも、徴収猶予の特例の利用は可能ですか。

- 令和2年2月1日以降の納期限であってすでに納期限を過ぎている場合でも、対象となる要件を備えていれば、改正法施行日から2か月を経過する日 **(令和2年6月30日) までに**申請を行うことにより、特例の利用ができ、はじめから延滞金がないものとして猶予をすることが可能です。
  
- 例えば、納税者からの申請が令和2年5月27日（改正法施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）まで）の場合、令和2年3月2日納期限の税で滞納していたものについても、対象となる要件を備えていれば特例猶予の利用が可能です。  
しかし、改正法施行日から2か月を経過した後は、やむを得ない理由（問2-7参照）がある場合を除き、納期限を経過した市税等は対象となりません。

## 2 申請について

問 2-1 特例猶予が認められると、税額が免除又は減額されるのでしょうか。

税額が免除又は減額されるものではありません。一定の要件に該当する場合に、原則として1年間（中間申告による法人市民税は確定申告書の提出期限まで）、市税等の納税を猶予するものです。

なお、延滞金については、特例猶予期間中は全額免除となります。

問 2-2 「事業等に係る収入」について教えてください。

「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。

ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

問 2-3 手元資金の現預金残高には国等からの給付金、病気等で会社を休んだ場合に支給される傷病手当、緊急融資を含める必要がありますか。

- 手元資金の現預金残高は、申請時点の状況を把握するためのものとして計算上、給付金、傷病手当、緊急融資の額などを含めます。
- 給付金等について、事業継続等のため支出先が決定している場合は、納付可能額を算出する際に当面の運転資金や臨時支出の額を同額分増加することによって当面の支出見込額として考え、納付可能額から差し引くことができます。

問2-4 一つの税目で納期限が複数あるもの（例えば、固定資産税）については、各納期限の翌日から1年間特例猶予を受けられるのでしょうか。

- そのとおりです。例えば、納期限が令和2年6月1日の場合、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間特例猶予を受けることができます。
- ただし、中間申告による法人市民税の猶予期間は、確定申告書の提出期限までです。

問 2-5 申請手続として、申請書以外にどのような書類の提出が必要ですか。

- 秩父市の様式における申請書（別紙①及び別紙②を含む）以外には、次の書類が必要です。

<猶予金額が100万円以下の場合>

財産収支状況書（別紙3）、申請書に記入した収入状況に対応する期間の売上帳（給与収入者は給与明細）の写し、預金通帳の写し等

<猶予金額が100万円超えの場合>

財産目録（別紙4）、収支の明細書（別紙5）、申請書に記入した収入状況に対応する期間の売上帳（給与収入者は給与明細）の写し、預金通帳の写し等

- 上記の書類は申請書の記載内容を裏付けるものとして必要としておりますが、添付して提出することが困難であると認めるときは、添付することを要しません。



問 2-6 申請手続はいつまでに行う必要がありますか。

改正法施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

問 2-7 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。

改正法施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）より後に、納期限が到来するものは、原則納期限までの申請が必要です。

ただし、次の例のように納期限までに申請ができないやむを得ない理由がある場合は、例外的に納期限後の申請も受け付けることができます。

（例）

- ①納税者本人や関与税理士が新型コロナウイルスにり患した場合。
- ②新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会社を一時的に閉鎖し、業務を再開して経理担当者が納付するまでに一定時間を要した場合。
- ③新型コロナウイルスの影響を受けたことに伴う貸付をうけるための手続を行っていた場合。

※ やむを得ない理由により納期限までに申請できなかった場合は、申請書の余白等にその理由を記載してください。

問 2-8 固定資産税について既に特例猶予を受けていますが、新たに個人市民税・県民税が発生しました。個人市民税・県民税についても、再度申請を行う必要はありますか。

- 申請書を提出していただく必要があります。
- 申請書には、猶予を受けようとする税額、通知書番号等を記載していただきますので、納税通知書が届いてから申請していただくことになります。

※ 納税通知書は税目によって発送時期が分かれるため、複数回提出していただく場合があります。

問 2-9 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。

- 徴収猶予の特例は申請主義が前提であることや各行政機関で対応している税目や納期限もそれぞれ異なることから、申請をしていただくことが必要です。
- なお、近接した時期に税務署等に提出された申請書のコピーをもって、申請書の「2 猶予額の計算」(1) から (4) までについて「別紙のとおり」としていただくことは可能です。
- また、税務署等で本件と同様の基準により猶予の特例の許可が出た場合は、その許可通知書を添付していただくことで処理がスムーズになります。

### 3 個別事例

問 3-1 収入が 20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- 20%未満の場合であっても個々の置かれた状況や今後の収入減少の見込みに応じて猶予できる場合があります。
- なお、特例が認められない場合であっても、他の猶予制度を利用できる場合があります。

問 3-2 法人全体としては収入の減少がないが、ある事業部門（又は支店）だけを比較すると収入が急減している場合に、要件が当てはまり、今回の特例の適用となりますか。【法人関係】

一部の事業部門（又は支店）ではなく、納税者単位である法人として、大幅な収入減少があったものを対象とする制度です。収入減少の比較にあたっては、納税者単位での収入として前年同期と比較を行います。

問 3-3 本来の納期限より期限延長されたもの、修正申告や更正・決定による納期限など、納期限が変更・新たに設定されたものは含まれますか。

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する地方税が対象となり、具体的な納期限が当該期間内であれば、修正申告や更正・決定の別は問いません。

問 3-4 今回の特例での猶予は最大で1年間とのことですが、例えば、6か月適用し、その後、さらに6か月延長することで、通算1年間の特例の猶予を受けることは可能でしょうか。

今回の特例猶予制度には延長規定がないため、当初に6か月の猶予を適用した後、延長することはできません。

問 3-5 特例猶予を受けた1年後においても資金繰りが苦しかった場合、2年目以降も特例猶予を継続して受けることはできますか。

今回の特例猶予制度は1年限りのものであるため、2年目以降は継続できません。ただし、1年後の状況により、他の猶予制度を受けることができる場合があります。

問 3-6 共働き世帯において納税者（A）の収入は減少していないが、配偶者（B）の収入が激減している場合、徴収猶予の特例の適用はできますか。

Aが納税者である税について特例の適用はありませんが、Bが納税者である税については特例の適用となる可能性があります。